

2008年10月25日

[国民投票/住民投票]情報室 御中

日本共産党 選挙アンケート係

### 公開質問状に対する回答

#### 〈国民投票について〉

国民投票について、4点の質問項目がありますが、一括して回答いたします。

国民投票は、国政の重要課題について、国民の意思を国政に反映する1つの方法であり、現在の憲法のもとで、可能なやり方を研究する必要があります。

国会は唯一の立法機関というのが憲法の規定です。法案の成否を直接国民投票にかけて、国民投票で国会を代行させるようなことは、現行憲法のもとでは認められません。このやり方にはいろいろな意見があると思いますが、憲法改定を必要とする改革を提起することには賛成できません。

また、国民の声を国政に反映させるという点では、議会制民主主義の拡充が重要だと考えます。

#### 〈住民投票について〉

[1] 日本共産党は、新潟県巻町での最初の住民投票以来、いっかんして住民投票を支持し応援してきました。この間実施されてきた住民投票では、いずれもその地域ごとの住民のくらしや健康に密接にかかわる大事なテーマがとりあげられてきました。住民投票は、地域の問題は地域で決めるという地方自治の観点からも、また、「住民が主人公」という視点からも大きな意義をもってきました。今後もその意義はますます大きくなると思います。

[2] 1999年の神戸市営空港建設問題と、2001年の人吉市での川辺川ダム建設問題をめぐる住民投票条例制定の直接請求については、いずれの市議会も、投票条例を制定すべきでした。また、両市議会のほかにも、この間、神奈川県横須賀市では、原子力空母配備の是非を問う住民投票条例の制定を求めて、有権者の7人に1人にあたる約5万の署名が集められましたが、同市議会は今年5月、反対多数で否決してしまいました。これも、神戸、人吉両市議会同様、住民の声を無視するきわめて許しがたい暴挙だったと考えます。

私たち日本共産党は、以上の3つの直接請求について、いずれも積極的に推進する立場から賛成しました。

#### [3] 地方自治法改正

住民から直接請求があった場合、市長や議会の態度のいかんを問わず、かならず住民投票をおこなうことは当然です。そのために、地方自治法を改正することに賛成します。

[4] 現在、私たちは衆院で9議席、参院で7議席となっています。そのために議案提出権がありません。(国会法第56条の規定により、予算をとみなわない議案提出権は衆院で20議席以上、参院で10議席以上必要です)

私たちが議案提出権をもてる議席が得られれば、地方自治法の改正を提案する用意があります。

□